

平成23年11月定例会提出議案の概要について

○ 条例案 5件

●市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正について

環境局

井戸設備に係る揚水量等の実績を把握するための手続きを定めるほか、地球温暖化対策計画書等の内容を市長が公表するよう改めること等に伴い、規定を整備するもの

- ・井戸設備に係る揚水量等の測定及び報告義務を規定
- ・地球温暖化対策計画書制度の拡充
  - (1) 届出の対象者に国及び地方公共団体を追加
  - (2) 毎年度の実施状況の報告義務を規定
  - (3) 地球温暖化対策計画書等の内容を市長が公表する旨を規定
  - (4) 指導、助言等の範囲を拡充 等

●名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

市民経済局

瑞穂区及び守山区に設置するコミュニティセンターの名称及び位置を定めるもの

名 称 位 置

- ・瑞穂区 瑞穂コミュニティセンター 瑞穂区津賀田町3丁目83番地の1
- ・守山区 大森北コミュニティセンター 守山区大森五丁目319番地の1

●名古屋市中高層階住居専用地区建築条例の一部改正について

住宅都市局

建築基準法の一部改正に伴い、規定を整理するもの

- ・引用条項の移動（第2条関係）

●名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例の一部改正について

住宅都市局

都市計画法の一部改正に伴い、規定を整理するもの

- ・引用条項の移動（第2条関係）

●名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

住宅都市局

見晴台地区整備計画区域内及び徳重駅周辺地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定めるもの

- ・見晴台地区計画の決定に伴う対象区域の追加（別表第1関係）：
  - 南区見晴町、貝塚町、若草町及び白雲町の各一部
- ・見晴台地区整備計画区域内における建築物の制限を規定（別表第2関係）：
  - 建築物の高さの最高限度
- ・徳重駅周辺地区整備計画区域内における建築物の制限に関する規定の整理（別表第2関係）：
  - 市道路線（徳重北部第31号線）の認定に伴い道路表記を変更

○ 補正予算	2 件	
<b>●平成 23 年度名古屋市一般会計補正予算（第 5 号）</b>		<b>財 政 局</b>
補正後の額	1,060,029,671 千円	
補 正 額	1,489,996 千円	
<b>●平成 23 年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 3 号）</b>		<b>財 政 局</b>
補正後の額	558,572,232 千円	
補 正 額	963,000 千円	

○ 一般案件	25 件	
<b>●契約の締結について</b>		<b>財 政 局</b>
・ 契約の目的	東茶屋調節池築造工事の請負	
・ 契約金額	1,097,880,000 円	
・ 契約の相手方	大林・大鉄・安井特別共同企業体	
・ 完成予定期日	平成 25 年 3 月 31 日	
<b>●財産の交換について</b>		<b>住宅都市局</b>
モノづくり文化交流拠点の展開用地として、名古屋港管理組合の所有地を本市の所有地と交換により取得するもの		
・ 交換に供する土地	愛知県海部郡飛島村東浜一丁目 13 番 1	
	宅地 55,670.15 平方メートル	2,700,000,000 円
・ 交換により取得する土地	名古屋市港区金城ふ頭三丁目 2 番 3	
	宅地 32,726.32 平方メートル	2,700,000,000 円
<b>●財産の取得について</b>		<b>健康福祉局</b>
名古屋市第 2 斎場（仮称）事業及び地域交流センター（仮称）事業用地として土地を取得するもの		
・ 財産の表示	土地 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合施行地区内保留地予定地	
	62,964.73 平方メートル	
・ 買入金額	7,555,767,600 円	
・ 買入れの相手方	名古屋市茶屋新田土地区画整理組合	

●指定管理者の指定について

健康福祉局

老人福祉センター（福社会館 16 館）の指定管理者を指定するもの

・指定の相手方

- 都福社会館 : 千種区社会福祉協議会
- 高岳福社会館 : 東区社会福祉協議会
- 上飯田福社会館 : かくれんぼ・北区社会福祉協議会コンソーシアム
- 天神山福社会館 : 西区社会福祉協議会
- 名楽福社会館 : 中村区社会福祉協議会
- 前津福社会館 : 中区社会福祉協議会
- 八事福社会館 : 昭和区社会福祉協議会
- 瑞穂福社会館 : 瑞穂区社会福祉協議会
- 熱田福社会館 : 熱田区社会福祉協議会
- 中川福社会館 : こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム
- 港福社会館 : 港区社会福祉協議会
- 笠寺福社会館 : 南区社会福祉協議会
- 守山福社会館 : 守山区社会福祉協議会
- 緑福社会館 : こどもNPO・緑区社会福祉協議会コンソーシアム
- 名東福社会館 : 介護サービスさくら・名東区社会福祉協議会コンソーシアム
- 天白福社会館 : たすけあい名古屋・天白区社会福祉協議会コンソーシアム

・指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

●指定管理者の指定について

健康福祉局

老人いこいの家の指定管理者を指定するもの

- ・指定の相手方 特定非営利活動法人介護サービスさくら
- ・指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

●指定管理者の指定について

健康福祉局

笹島寮の指定管理者を指定するもの

- ・指定の相手方 社会福祉法人芳龍福祉会
- ・指定期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

●指定管理者の指定について

子ども青少年局

児童館（16館）の指定管理者を指定するもの

・指定の相手方

- 白金児童館 : 昭和区社会福祉協議会
- 高岳児童館 : 東区社会福祉協議会
- 前津児童館 : 中区社会福祉協議会
- 上飯田児童館 : かくれんぼ・北区社会福祉協議会コンソーシアム
- 守山児童館 : 守山区社会福祉協議会
- 瑞穂児童館 : 瑞穂区社会福祉協議会
- 港児童館 : 港区社会福祉協議会
- 中村児童館 : 中村区社会福祉協議会
- 緑児童館 : こどもNPO・緑区社会福祉協議会コンソーシアム
- 千種児童館 : 千種区社会福祉協議会
- 中川児童館 : こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム
- 名東児童館 : 介護サービスさくら・名東区社会福祉協議会コンソーシアム
- 天白児童館 : たすけあい名古屋・天白区社会福祉協議会コンソーシアム
- 西児童館 : 西区社会福祉協議会
- 熱田児童館 : 熱田区社会福祉協議会
- 南児童館 : 南区社会福祉協議会

・指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

●指定管理者の指定について

教育委員会

総合体育館の指定管理者を指定するもの

- ・指定の相手方 財団法人名古屋市教育スポーツ協会
- ・指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

●指定管理者の指定について	教育委員会
名古屋市体育館及びスポーツセンター（6館）の指定管理者を指定するもの	
・指定の相手方	
名古屋市体育館	：シンコースポーツ株式会社
スポーツセンター	
露橋、稲永、北、千種：財団法人名古屋市教育スポーツ協会	
天白	：日本空調サービス共同事業体
東	：MT共同事業体
・指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで	
●指定管理者の指定について	教育委員会
上社レクリエーションルームの指定管理者を指定するもの	
・指定の相手方 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	
・指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで	
●指定管理者の指定について	教育委員会
港サッカー場の指定管理者を指定するもの	
・指定の相手方 財団法人名古屋市教育スポーツ協会	
・指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで	
●指定管理者の指定について	教育委員会
志段味スポーツランドの指定管理者を指定するもの	
・指定の相手方 株式会社JPN	
・指定期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで（2年間）	
●指定管理者の指定について	緑政土木局
東山公園テニスコートの指定管理者を指定するもの	
・指定の相手方 岩間・大矢・NGTCグループ	
・指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで	
●指定管理者の指定について	市民経済局
市民会館の指定管理者を指定するもの	
・指定の相手方 公益財団法人名古屋市文化振興事業団	
・指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで	

●指定管理者の指定について	市民経済局
<p>芸術創造センターの指定管理者を指定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定の相手方 公益財団法人名古屋市文化振興事業団</li> <li>・ 指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで</li> </ul>	
●指定管理者の指定について	市民経済局
<p>文化小劇場（7館：西、港、名東、北、緑、東、熱田）の指定管理者を指定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定の相手方 公益財団法人名古屋市文化振興事業団</li> <li>・ 指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで</li> </ul>	
●指定管理者の指定について	市民経済局
<p>音楽プラザの指定管理者を指定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定の相手方 公益財団法人名古屋市文化振興事業団</li> <li>・ 指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで</li> </ul>	
●指定管理者の指定について	市民経済局
<p>市民ギャラリー矢田の指定管理者を指定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定の相手方 公益財団法人名古屋市文化振興事業団</li> <li>・ 指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで</li> </ul>	
●指定管理者の指定について	住宅都市局
<p>旧川上貞奴邸の指定管理者を指定するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定の相手方 アクティオ株式会社</li> <li>・ 指定期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで</li> </ul>	
●清須市と名古屋市との間の公共下水道の使用料の徴収に関する事務の委託に関する規約の制定について	上下水道局
<p>本市水道の給水区域である清須市の一部区域について、公共下水道の使用料の徴収に関する事務を受託するため、規約を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託する事務 使用料の調定、納入の通知、収納及び還付の事務</li> <li>・ 施行期日 平成24年4月1日</li> </ul>	

<p>●北名古屋市と名古屋市との間の公共下水道の使用料の徴収に関する事務の委託に関する規約の制定について</p> <p style="text-align: right;">上下水道局</p>
<p>本市水道の給水区域である北名古屋市の一部区域について、公共下水道の使用料の徴収に関する事務を受託するため、規約を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託する事務 使用料の調定、納入の通知、収納及び還付の事務</li> <li>・施行期日 平成 24 年 4 月 1 日</li> </ul>
<p>●あま市と名古屋市との間の公共下水道の使用料の徴収に関する事務の委託に関する規約の制定について</p> <p style="text-align: right;">上下水道局</p>
<p>本市水道の給水区域であるあま市の一部区域について、公共下水道の使用料の徴収に関する事務を受託するため、規約を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託する事務 使用料の調定、納入の通知、収納及び還付の事務</li> <li>・施行期日 平成 24 年 4 月 1 日</li> </ul>
<p>●海部郡大治町と名古屋市との間の公共下水道の使用料の徴収に関する事務の委託に関する規約の制定について</p> <p style="text-align: right;">上下水道局</p>
<p>本市水道の給水区域である海部郡大治町について、公共下水道の使用料の徴収に関する事務を受託するため、規約を定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託する事務 使用料の調定、納入の通知、収納及び還付の事務</li> <li>・施行期日 平成 24 年 4 月 1 日</li> </ul>
<p>●公立大学法人名古屋市立大学第二期中期目標の制定について</p> <p style="text-align: right;">総務局</p>
<p>公立大学法人名古屋市立大学が達成すべき業務運営に関する目標について定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標期間 平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（6 年間）</li> <li>・中期目標で定める事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育研究上の基本組織</li> <li>(2) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</li> <li>(3) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</li> <li>(4) 財務内容の改善に関する目標</li> <li>(5) 自己点検・評価、情報の提供等に関する目標</li> <li>(6) その他の業務運営に関する重要目標</li> </ul> </li> </ul>
<p>●当せん金付証票の発売について</p> <p style="text-align: right;">財政局</p>
<p>平成 24 年度に本市が発売する当せん金付証票の発売総額について、当せん金付証票法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発売総額 330 億円以内</li> </ul>

(※ 以下については、国において告示がなされた後に追加の予定です。)

●愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

健康福祉局

愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体である長久手町が、平成24年1月4日(予定)をもって長久手市となることに伴い、同広域連合規約の変更を関係地方公共団体と協議することについて議会の議決を求めるもの